

2020 年度 学長賞・学部長賞給付奨学金 商学部 募集要項

商学部では、2020 年度学長賞・学部長賞奨学生を下記のとおり募集します。

【趣旨】

学力・人物ともに特に優れ、本大学全体を活性化する人材であると期待される学生を対象に奨学金を給付します。

【出願資格】

2020 年 4 月 1 日時点で本学部に在学する 2～4 年次（注 1）の者で、下記（1）～（3）の基準をすべて満たす者。

（1）2019 年度までの修得単位が、年次別最高履修単位合計の **90%以上** の者（注 2）。

※2019 年度までに修得しなければならない年次別単位数は、下記のとおりです。

4 年次：116 単位以上 3 年次：76 単位以上 2 年次：36 単位以上

※フリーメジャー・コースの場合

4 年次：117 単位以上 3 年次：78 単位以上 2 年次：38 単位以上

（2）2019 年度までの通算 GPA が以下の基準（入学年度により異なる）を満たす者（注 2）。

新 2 年次生 (2018 年度入学生)	新 3 年次生 (2017 年度入学生)	新 4 年次生 (2016 年度入学生)
GPA:3.6 以上	GPA:3.5 以上	GPA:3.4 以上

※2019 年度までの通算 GPA は、2020 年 3 月初旬以降に C plus で確認できます。

（3）将来に向けて明確な目標をたてている者。

（注 1）休学歴のある方は基準が異なる場合があります。事前に商学部事務室までご確認ください。

（注 2）2019 年度編入学生は基準が異なります。事前に商学部事務室までご確認ください。

※2020 年度編入学生は出願できません。

【給付金額】

学長賞 授業料相当額の半額
学部長賞 200,000 円

※学長賞は、出願者の中から厳正なる選考のうえ、決定します。

【給付人数】

学長賞 1 名
学部長賞 30 名

【給付期間】

2020 年度（単年度）のみ

【出願期間】

2020 年 4 月 1 日（水）～4 月 10 日（金）19 時【厳守】

※出願期間終了後の出願は一切受け付けません。

【出願先】

5号館1階 商学部事務室

【出願書類】

2020年度 学長賞・学部長賞給付奨学金エントリーシート（所定用紙）

※ボールペンで記入すること（フリクションボールペン・鉛筆書き不可）。

※出願書類に不備がある場合は、審査の対象としません。

【選考方法】

1次審査（書類審査）

エントリーシートの内容及び学業成績を参考に、2次審査対象者を選考します。

2次審査（面接審査） ※1次審査通過者のみ

面接審査を行い、1次審査結果と合わせて総合的に審査します。

【選考スケジュール】

1次審査（書類審査）結果発表	2020年5月12日（火）午前10時～ ※C plusにて発表します。
2次審査（面接審査）実施日	2020年5月16日（土）または23日（土） 予備日：5月20日（水） ※各人の面接日時は、1次審査結果発表時にお知らせします。 希望制ではありませんので予めご了承ください（注1・2）。
審査結果発表	2020年6月9日（火）午前10時～ ※C plusにて発表します。

（注1）私用・アルバイトなどの理由による面接日時の変更は一切受けません。予め面接審査実施日はスケジュールを空けておいてください。

（注2）面接に欠席した場合は、いかなる理由があっても棄権したものとみなします。

※審査結果に関する電話での問い合わせには一切応じません。C plusで確認してください。

【給付決定通知の交付】

本奨学金の採用者へ給付決定通知及び採用手続書類をお渡しします。採用者は、**6月11日（木）19時まで**に商学部事務室へお越しください。

【奨学金の交付】

所定の手続きを経て、2020年7月上旬（予定）に給付金額を一括して振り込みます。

【給付奨学生（採用者）の活動について】

（1）給付奨学生には、下記の通り授与式・交流会に出席していただきます。

<授与式>

日時：2020年6月29日（月） 18:00～（予定）

場所：詳細は後日連絡（多摩キャンパス）

*学長賞採用者には、授与式においてスピーチ等をお願いする場合があります。

<交流会>

日時：2020年6月29日（月）18時45分～20時00分（予定）

場所：詳細は後日連絡（多摩キャンパス）

*学部を超えた奨学生同士の交流、奨学生OB・OGとの交流ができる貴重な機会ですので、ぜひ出席してください。

（2）採用者にはC plusに登録されているメールアドレスに大学の様々な行事を随時紹介しますので、積極的に参加するようにしてください（強制参加ではありません）。

※オープンキャンパス、キャンパスガイド、進学相談会、「草のみどり」執筆など。その他、自主的に活動の申し出があった場合は、内容を考慮して、関係諸機関と連携してサポートします。

- (3) 学業の取り組み方、諸活動等を本学 Web サイト等で紹介する広報活動に協力をお願いすることがあります。
- (4) よりよい中央大学を作るために、アンケート等を通じて意見を募ることがあります。
- (5) 給付奨学生は、年度末に商学部事務室へ所定の報告書を提出と、アンケートの回答（*C plus* で実施予定）が必要です。提出をしない場合には、奨学生としての資格を喪失し、奨学金を返金していただく場合がありますのでご注意ください。

【その他特記事項】

- (1) 給付奨学生が次のいずれかに該当する場合はその資格を失います。
 - * 休学または退学したとき
 - * 懲戒処分を受けたとき
 - * 除籍されたとき
 - * 提出された書類に虚偽の事実の記載が判明したとき
 - * 本奨学金の給付を辞退したとき
 - * その他商学部教授会が給付奨学生として適当でないと認めたとき
- (2) 給付奨学生がその資格を失ったときは、給付奨学金の給付を停止し、給付奨学金を返還しなければなりません（給付を辞退した場合を除く）。

【問い合わせ先】

中央大学商学部事務室／奨学金担当
TEL. 042-674-3519 FAX. 042-674-3516